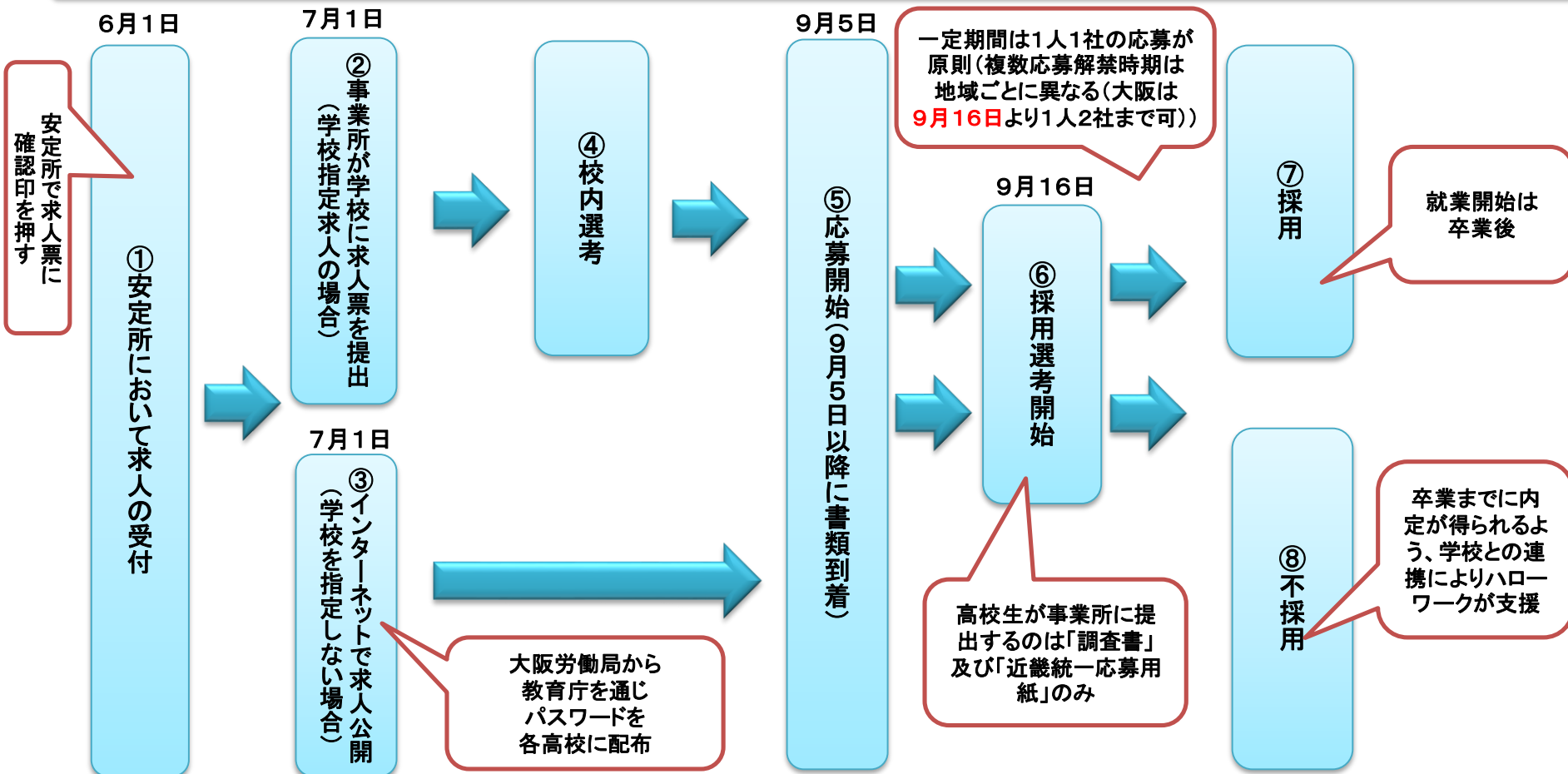


高校生の就職活動ルール

高校生の職業紹介は、安定所と学校との連携により実施しており、国（厚労省、文科省）、高校（全国高等学校長協会）、主要経済団体（日本経団連、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）の申し合わせにより、以下の通り求人の手続きや応募のスケジュール等が厳格に定められている。



令和4年度新規高校卒業者対象求人のお申込み方法について

はじめに

令和2年1月よりインターネット(求人者マイページ)からの求人申込みが可能となったこと及びコロナ禍のため、今年度のお申し込み方法は下記の通りとします。

お手続きの流れ

①YouTubeで大阪労働局作成の動画「令和4年度学卒求人説明会兼公正採用選考人権啓発推進員研修会」(当HPの関係リンク参照)を視聴し、視聴が終わったら「公正な採用選考のためのチェックリスト及び動画視聴研修受講報告書」(当HPの関係様式参照)を印刷／記入する



②**2022年6月1日(水)以降に**求人者マイページ(以下、マイページ)から求人仮登録を行う

※令和2年1月以降にマイページより高卒求人をお申し込みいただいた事業所様については、マイページ上で過年度の高卒求人データを転用のうえ簡単にご作成いただけます。現時点で、マイページ未開設の事業所様も令和2年1月以降に高卒求人をお申し込みいただければ、マイページ開設後に簡単に転用可能です。(お手数ですが開設方法等については必ず下記あてお問い合わせ下さい)コロナ感染防止の観点からも是非マイページをご活用願います。

お問合せ先 072-751-2595(部門コード31#)



③添付書類の準備・作成を行う(当HPの関係様式参照)

- 【必須】公正な採用選考のためのチェックリスト及び動画視聴研修受講報告書
- 【必須】採用選考関係書類点検表(該当する場合は添付書類も必須)
- 学校・推薦人員一覧表(指定校求人は必須)
- 応募前職場見学予定表(応募前職場見学を可とし、かつ特定日とする場合のみ必須)



④**当ハローワークからの連絡をお待ち下さい**

※受付順に別途ご連絡いたします。その際に、求人内容の確認／添付書類の確認・提出方法／高卒求人票の受取方法・受取日時などのご案内をいたします。

令和4年度 新規高校卒業者対象求人 主な注意事項

(必ずお読み下さい)

はじめに

新規高校卒業者対象求人は、一般求人とは異なる様々なルールがございます。また、新規高校卒業者の就職は、学校生活から新たに職業生活に入る人生の大きな転機となるものであり、採用選考が適切に行われるかどうかによって、その将来が大きく左右されることとなります。よって、求人を出される際は、的確な採用計画はもちろんのこと、職場の労働環境が現に各種法令違反の状態になっていないか等についても改めてご確認いただく機会として下さい。

具体的かつ的確な採用計画を立てる！

採用計画について

引き続き、新型コロナウイルス感染症の先行きが見通せない状況ではありますが、新規学校卒業予定者の募集については、「大学生〇名」、「高校生〇名」というように、具体的かつ的確な採用計画を立ててください。例えば、「大学生で予定人数以上を確保できたから、中途採用で1名確保できたから、高卒は必要ないので求人を取り消す」つまり、求人申込み後の安易な採用計画の見直し等による求人取消及び募集人数の減変更や労働条件を下げる変更等は厳に謹んで下さい。また、採用内定取消し及び入職時期の繰り下げは、その生徒と家族に計り知れない打撃と失望感を与えることになる重大な問題です。最大限の経営努力を行うなど、あらゆる手段を講じていただき、採用内定取消し等を行うことが無いようにして下さい。 万が一、採用内定取消しを行った場合、その理由が事業活動の縮小を余儀なくされているものとは明らかに認められない等の場合には、その内容が事業所名も含めて公表されることとなります。さらに、次年度に新規学校卒業予定者を募集する際に、同様の事態が発生するおそれのないことが確認されるまで求人の受理をしないことや、

公表の対象となった場合には、求人票にその事実を表記した上で、受理するといったこととなります。やむを得ず上記のような事態に至る場合には、あらかじめハローワーク所長及び学校長に対して、所定の様式により報告していただくことが職業安定法で定められています。

応募の受付期間の指定が可能です！

受付期間を「9月5日以降随時」としますと、求人が完全充足しない限り翌年の6月末まで応募を受け付ける必要があります。しかし、受付期間の終期を設定いただきますと採用活動を柔軟に行うことが可能になります。例えば、受付期間を「9月5日～12月31日」と設定すれば、1月1日以降は応募を受け付ける必要はありません。また、受付期間終期の繰上変更はできませんが、繰下変更は可能ですので、最初の選考で人員を確保できなかった場合は、終期を繰下変更して募集を継続することも可能です。

応募前職場見学を採用選考の材料としない！

応募前職場見学に参加している生徒に対して、事前選考につ
ながる質問・アンケートの実施・参加生徒の氏名等の個人情
報の収集は、絶対に行わないで下さい！

毎年、注意事項として説明会等でお伝えしているにも拘わらず、応募前職場見学において採用選考の材料と取られかねない発言をした、質問を行った、生徒の名前を聞いた等の問題事案の報告を受けております。中には、応募前職場見学の趣旨を現場責任者が知らなかったという事例もありました。

応募前職場見学は、「高校生が応募先の事業所を決定するにあたり、より良い選択ができるよう応募する可能性のある職場を見学し、実際の職場の状況等を確認するために実施するものである」といった趣旨をご理解いただき、ご担当者はもちろん、全社的に共有いただきますようお願いいたします。

応募・選考について

求人に対する応募は、学校を通じて行われます。

応募書類は、「近畿統一応募用紙」、近畿2府4県以外は「全国統一応募用紙」のみを使用します。市販の履歴書や会社で

作成した用紙（アンケート等も含む）など追加で書類の提出を求めることはできませんのでご注意ください。

応募者については、書類選考のみで採否を決定することはできません。必ず面接を実施して下さい。なお、「公正な採用選考」については、後日求人票原本とあわせてお渡しする冊子・リーフレット類を必ずお読みいただき、問題事象を発生させないようご留意願います。

応募・選考についての変更点

応募・選考に関する変更点として、前年度までは原則応募は1人1社で、未内定者に限り11月から2社まで応募が認められていましたが、本年度から選考開始日である9月16日から1人2社まで応募可能となります。ただし、この取り扱いは公開求人で複数応募可能として求人申込をした企業に限られ、指定校求人や公開求人でも複数応募不可として求人申込した企業は1人1社の応募となります。

選考結果の決定・通知は速やかに！

選考結果の通知は、学校と本人分をそれぞれ1通作成していただき、この計2通を速やかに「学校」へ送付してください。

高卒求人に応募については、選考結果が届かない限り、原則として次の応募へと進めません。複数応募可の求人の場合においても、応募した生徒全員が2社に応募しているとは限らないことから、生徒第一として、1日も早く選考結果を通知できるように社内体制の構築にご協力お願いします。内定を辞退される可能性があるからといって、他の生徒の選考結果を先延ばしにすることのないようにしてください。あわせて、内定辞退を想定し、募集人数以上の内定を出した場合であっても、内定の承諾のあった生徒全員を雇い入れていただくこととなります。

なお、求人票に記載された結果通知までの日数は厳守して下さい！

採用内定者が決定し求人が充足した際は、速やかにハローワークに連絡をお願いします。なお、内定から入社までは数か月ありますが、学業に専念できるよう卒業までの間は実習や研修を実施するために呼び出したり、レポートの提出や資格

取得を求めるようなことは行わないで下さい。

前年度の高卒求人転用して作成される際の注意事項

●応募の受付期間について、前年度同様 9月5日以降開始となります。

●選考開始日について、前年度同様 9月16日以降開始となります。

●複数応募について、(前年度は大阪府については11月1日以降可でしたが)今年度は大阪府については 9月16日以降可 となります。よって転用作成される場合は日付のご訂正をお願い致します。

(注) 指定校求人については複数応募は不可です。

●青少年雇用情報について

※ **全項目を埋めていただきますようお願いいたします。**

※募集・採用に関する情報欄について、今年度は 令和3年度、令和2年度、平成31年度 の情報を記載願います。

●求人者マイページにログインして、前年度の高卒求人転用して今年度の高卒求人を作成する際の方法については下

記をご参照下さい。

- 1 ハローワークインターネットサービス（サイト）の
ログイン（求人者マイページ）ボタンからログインする。
- 2 求人者マイページホーム画面にある**新規求人情報を登録**ボタン
を押すと転用可能な求人一覧が表示されるので、前回出された高卒
求人のデータを探す。
- 3 **この求人情報を転用して登録**ボタンを押して転用作成を行う

**※転用元の高卒求人が有効中の場合がありますが、気にせず転用して
いただいて大丈夫です。**

**※必ず6月に入ってから転用開始のうえ、【2023（令和5）年3
月卒業の求人】を選択してください。**

その他の注意事項

●公開／非公開のチェックについて

指定校求人は、非公開にチェックして下さい。（学校を指定
する際には、男子校や女子校のみを指定するなど、男女雇用
機会均等法の趣旨に反する指定はできません。）

なお、各学校の就職者等の状況については、WEBサービスのトップページに掲載されている「全国高等学校便覧」により確認ができます。

指定校求人でない場合は、公開にチェックして下さい。

●公開求人として出された求人を、途中から指定校求人に切り替えることはできません。

●指定校求人の場合の推薦依頼数の合計について

推薦依頼数の合計 \leq 求人数 \times 3となるようにお願いします。

●オンライン面接について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンライン面接を実施される場合、学校で使用できるオンライン面接会場や通信機器に限りがあることや通信環境が学校ごとに異なること等が想定されます。もし、オンライン面接を実施される場合は、学校や生徒の個別事情を配慮して、面接日を複数設定することや、企業側で通信機材の貸し出しを行うな

ど、学校側と事前調整を行っていただき、最大限柔軟な対応をしていただきますようお願いいたします。なお、オンラインへの対応の可否をもって応募を認めないなど、不当な対応をすることがないようにしてください。

●新型コロナウイルス感染症の完全な収束の見通しが立たない状況の中、応募した生徒の面接日とワクチン接種日が重複したり、採用面接前に応募生徒が感染すること、また濃厚接触者となり自宅待機となる可能性も考えられます。

ほとんどの生徒にとって、人生で最初の一歩となる就職活動です。できる限り、生徒が応募する機会を失うことが無いよう面接日を延期する等でご対応いただきたいところです。しかしながら、早期選考の観点から面接日の延期が困難な場合も出てくるかと思えます。その場合は、事業所の個別の状況、面接を延期できない理由を、どうか丁寧に、生徒・学校・保護者様へご説明いただきますようよろしくお願いいたします。

その他のご案内

※上記の注意事項は抜粋です。求人票をお渡しする際に同封されている手引書やリーフレットは必ずご確認ください。